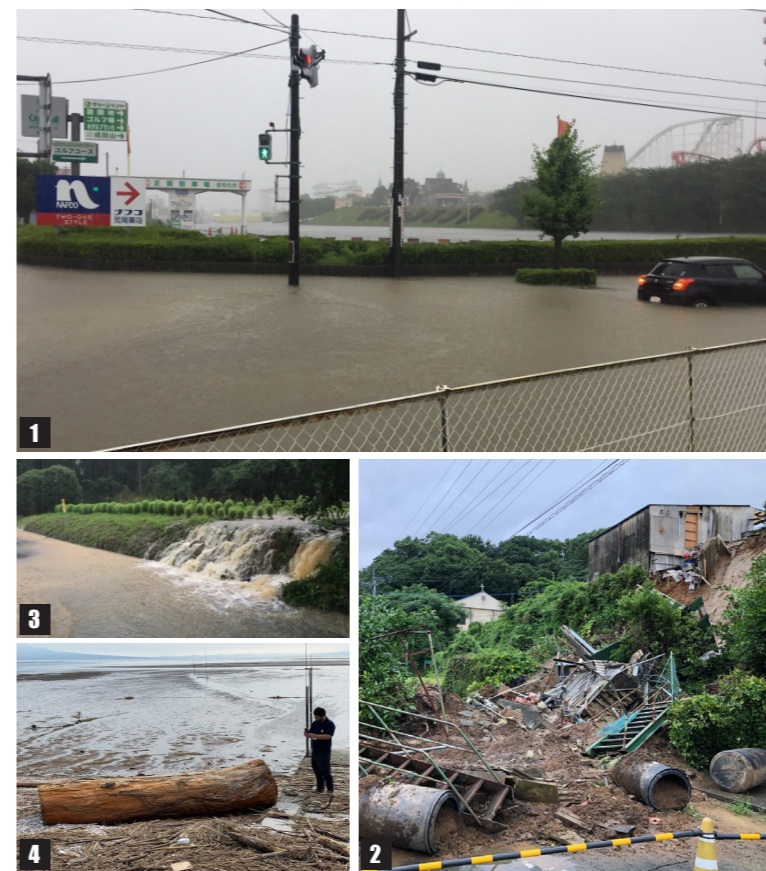


荒尾市を襲った 令和2年7月豪雨による被害

防災安全課 ☎63・1395

活発な梅雨前線の影響で、7月6日から九州北部を中心に猛烈に降り続いた雨は、各地に甚大な被害を残しました。本市でも、6日夕方18時以降に最大70・5ミリの豪雨となり、5日～8日までの降水量は650ミリを超える記録的な大雨に。8日に一旦小康状態となるも、9日から降りだした雨は12日まで降り続けました。
消防、警察、消防団の迅速な対応により人的被害はなかったものの、道路の冠水や損壊、土砂崩れによる交通障害、河川の氾濫による孤立者の発生、家屋への浸水など、被害は市内全域に及びました。



1_ 県道平山荒尾線が冠水（グリーンランド付近） 2_ 児童養護施設シオン園南側の土砂崩れ（中央東区） 3_ 唐池公民館前道路に濁流が流れ込む 4_ 蔵満海岸に流れ着いた巨大な流木

▼市内の被害状況（8月13日現在）

住宅被害（調査済み 165 件中）		公共土木施設	
大規模半壊	4 件	道路	108 件
半壊	92 件	河川	33 件
準半壊	9 件	農林水産業施設	
一部損壊	46 件	農作物 水稲	約 14.1 ha
		農地 埋没	約 8.2 ha
【参考】		農道	16 件
罹災証明書申請	221 件	水路	14 件
被災証明書発行	195 件	ため池	2 件
床上浸水	128 件	漁港漂着ごみ	約 96㎡
床下浸水	222 件		

▼災害ごみの処理（8月12日現在）

受付量	
燃えるごみ	約 226t
燃えないごみ	約 87t
リサイクル	約 31t
ふとん・畳	約 71t
大型家電	約 18t

令和2年7月豪雨の被災者への生活支援制度

支援を受けるには申し込みが必要です。各制度についての詳細や申込方法は市ホームページをご覧ください。

就学援助の対象拡大

- 援助内容** 学用品費、修学旅行費、給食費、医療費（特定の病気に対してのみ）など
- 対象者** 罹災証明書を交付された人
※被災内容によっては認定にならない場合もあります。
☎教育振興課学務係 ☎63-1659

被災者支援特別給付金

- 対象者** 床上・床下浸水の被害を受けた人で被災証明書か罹災証明書を交付された人
- 支給額** 1世帯あたり1万円
☎福祉課総務係 ☎63-1406

災害見舞金

- 対象者** 全壊、大規模半壊、半壊、準半壊の罹災証明書を交付された人か、一部損壊の罹災証明書を交付された人で床上浸水したことが分かる被災証明書を持つ人
- 支給額** 1世帯あたり5万円
☎福祉課総務係 ☎63-1406

エアコン設置補助金

- 対象者** 全壊・大規模半壊・半壊・準半壊の罹災証明書を交付された人
※自宅のほか、市営住宅などに仮住まいしている人も申請可能。
- 支給額** 1世帯あたり上限10万円
☎建築住宅課住宅管理係 ☎63-1491

生活移動手段支援金

- 対象者** 豪雨災害により自動車を廃車した人で、7月6日時点で市内に住居登録がある人
※損害保険会社か自動車整備販売業者からの証明が必要です。くらしいき課が市ホームページから必要書類を取得してください。
- 支給額** 1台あたり5万円（1人1台まで）
☎くらしいき課地域協働係 ☎57-7163

市税の一部減免（内容の一部変更）

8月号でお知らせしていた国民健康保険税の減免の対象者が下記のとおり変更になりました。（市県民税は変更ありません。）

- 対象者**
・主たる生計維持者が居住している家屋に対して、一部損壊（床上浸水のみ）、準半壊（床上浸水のみ）、半壊、大規模半壊、全壊の罹災証明書を交付されている
※「前年の合計所得が1,000万円以下」の条件はなくなりました。
・そのほか今回の豪雨により主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる場合など（所得要件あり）
☎税務課市民税係 ☎63-1342

浸水住宅修理などの無料電話相談

- 専用電話番号** 096-384-0131
- 内容** 浸水被害を受けた住宅の修理などに関する技術的な相談などに建築士がお答えします
※現地相談窓口もあります。詳しくは県ホームページをご覧ください。
- 相談日時** 月～金曜 午後1時～4時
☎県建築課 ☎096-333-2534

災害時に役立つ3つの情報収集手段

1 ラジオ



荒尾市・大牟田市・みやま市のコミュニティ放送局「FMたん（79.3MHz）」では、災害発生時には各市の緊急情報を放送します。



▲アプリのダウンロードでスマートフォンでも視聴可能に

2 メール



事前登録すると、緊急時に避難情報などをメールでお知らせします。

【手順】

- ①愛情ねっとにアクセス
- ②「登録画面」でメールアドレスを登録
- ③届いたメールの案内に従い登録



▲登録はこちら

3 WEB



市ホームページでも緊急情報を確認することができます。



▲市ホームページ

復旧・復興に向けて



被害を受けた道路や河川、農地などの復旧に尽力するとともに、災害ごみなどの休日対応、住居の消毒や災害救助法適用に伴う被災住宅の応急修理、税の減免など、被災者の生活を速やかに復旧できるよう幅広く支援を行っていきます。

災害ボランティアセンターの開設



社会福祉協議会は、7月11日から災害ボランティアセンターを開設し、8月8日までに、のべ652人がボランティアに参加しました。参加者は、依頼があった117世帯の家屋の清掃や住居内の泥だし、家財の搬出・運搬などを行いました。